はい作業主任者技能講習開催案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　岐阜県支部
（登録有効期間の満了日：平成 31 年 3 月 31 日）

最近の荷役運搬作業では、取り扱う荷の増加や荷の大型化、荷の多様化とともに、災害が多発しています。なかでも、はい作業は重大な災害を発生しやすいので、労働安全衛生法第 14 条、並びに労働安全衛生法施行令第６条第 12 号及び労働安全衛生規則第 428 条では、高さが２メートル以上のはい付け又は、はいくずしの作業を行う場合、事業者は、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、そのほか労働省令で定める事項を行わせなければならないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号第 23 号）として認可をうけ、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

１．**受講資格**　はい付け又は､はいくずし作業に３年以上従事した経験を有する者

２．**対象業種**　全　業　種

３．**講習日時**　**(2 日間)**　自　平成 30 年 11 月 20 日（火曜日）午前８時 20 分～午後４時
至　平成 30 年 11 月 21 日（水曜日）午前８時 20 分～午後５時 10 分
◎受付は開始 10 分前には済ませて下さい。

４．**講習会場**　**美濃加茂市太田町７７７**　一般社団法人岐阜県トラック協会　緊急物資輸送センター
※新しい施設のため、ナビ又は地図では正しく表示されない場合が御座いますので、事前に、ご確認をお願い致します。

５．**受講定員**　**８０名**（定員に達し次第締め切ります。）

６．受講料金　**受講料　8,000円　テキスト代　1,500円**　**合　計　9,500円（消費税を含む）**
銀行振り込みの場合　**十六銀行　本店　普通預金２３１９５４　陸運労災防止協会岐阜県支部宛**

７．受講申込手続き

（ア）受講希望者は「はい作業主任者技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、受講料ならびに所要の書類を添付し申し込み下さい。

※証明欄の「事業所の名称」には社印（ゴム印等）を押印し、「事業者の氏名」には必ず役職名を含め記載して下さい。

（イ）受講申込書に添付を要する書類

◇写真　１枚（縦 3.5 ㎝×横 2.5 ㎝）※申請前６ヶ月以内で上半身　無帽(ﾎﾟﾗﾛｲﾄﾞ不可)のもの。
※デジタル写真の場合は、写真専用用紙を使用してください。

◇運転免許証の写し（コピー）

(ウ) 受付場所　〒５０１－６１３３　岐阜市日置江２６４８－２　陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部
ＴＥＬ　０５８－２７９－３７１８　ＦＡＸ　０５８－２７９－５３３７　随時受付致します。

受講申し込みを受付けた方には、後日申込書に記入して頂きました所属事業場宛に受講票を送付させて頂きます。
（事業場以外に送付先を希望される方は、申し込み時に送付先の指定をして下さい。）
テキストは当日会場渡しとなります。尚、既納の受講料金の払い戻しは致しません。